

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 決定処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年2月13日不受理・確定

(控訴審・広島高等裁判所松江支部、平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成25年10月23日判決、本資料263号-194・順号12318)

(第一審・鳥取地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年6月22日判決、本資料262号-125・順号11975)

決 定

| | |
|-----------|----------|
| 申立人 | 甲 |
| 同訴訟代理人弁護士 | 関戸 一考 ほか |
| 相手方 | 国 |
| 同代表者法務大臣 | 上川 陽子 |
| 同指定代理人 | 中村 友亮 |

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成27年2月13日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 千葉 勝美

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸